

## 1 学校教育目標

可能性をひらき・のばす  
～ 一人一人に、それぞれの可能性 ～

## 2 学校教育目標のめざす像

### ◎ めざす学校像

「児童・保護者・地域から信頼される学校」

- 子どもが生き生きと活動し、夢を抱き、学ぶ喜びを感じる学校
- 子ども一人一人のよさが発揮され、輝いている学校（認め、褒め、励まし、生かす）
- 保護者・地域に誇れ、開かれた信頼される学校
- 教職員が組織的・機動的に教育活動を行う学校

### ◎ めざす子ども像

「自分の可能性を信じ努力する子」

- よく考え、自ら進んで学ぶ子
- 心豊かで、思いやりのある子
- 心と体をきたえ、励まし合いながら努力する子
- ふるさとのよさを知り、感謝と誇りをもてる子

### ◎ めざす教師像

「可能性に気付かせ、意欲を喚起する教師」

- 児童に寄り添い、きめ細かな指導ができる教師
- 教育活動を創造する喜びをもち、子どもに確かな力をつけられる教師
- 率先垂範・師弟同行の実践ができ、子どもや保護者から信頼される教師
- 組織の一員としての自覚を持ち、手を携え協働する教師

## 3 学校経営方針

教育は人づくり、人づくりは地域づくりの理念のもと、歴史と伝統(143年目)によって培われてきた校風、地域社会(自然・文化・人材)とのつながりを基盤に、地域の未来を担う人材の育成を目指し、学校・家庭・地域が子どもの教育に対する思いや願いを共有しながら、連携・協働して学校教育目標の具現化に向けた教育活動を推進する。

- (1) 「学校は子どものためにある」の認識に立つ。
- (2) 教育目標の具体化を図る教育活動を推進する。
- (3) 安全で安心な学校を目指した学校経営、学級経営に努める。
- (4) 教師が日々の授業実践を省察し、授業改善を通して授業力・実践力を高め、児童一人一人の確かな学力の向上を図る。
- (5) 学校の歴史と校風を継承し潤いある学校づくりを推進する。
- (6) 保護者や地域社会に誇れ、信頼される学校を創る。

#### 4 重点的に育成をめざす資質・能力

##### ◎ かかわる力

- 友だちと協力して学ぶ。
- 地域の人やよさを大切にする。
- 考えや気持ちを伝え合える。

##### ◎ ふり返る力

- 自分の学びの成果や課題に気づく。
- 学びのふり返りから新たに問いをもつ。

##### ◎ やりぬく力

- 主体的に学びに向かう。
- ねばりよく最後までやり通す。

##### ◎ みとおす力

- 自分に合った目標を設定する。
- 計画的に学びを進める。

#### 5 本年度の重点目標

「学び・ぐんぐん」「心・ぽかぽか」「体・すくすく」を実感できる児童の育成

平一っ子に身につける力「かかわる力」「ふり返る力」「やりぬく力」「みとおす力」を教育活動全体を通じて育み、児童がなりたい自分に向かって歩みを進められるよう、「学び・ぐんぐん」「心・ぽかぽか」「体・すくすく」を実感できる教育活動を展開する。

#### 6 重点目標に基づく具体的実践事項（指導の重点）

##### (1) 「学び・ぐんぐん」を実感できる児童の育成のために

###### ① 授業改善への追求（児童の声と笑顔を引き出す授業づくり）

- 児童から「問い」が生まれる授業実践
- 教師のファシリテーション「きく」「つなぐ」「もどす」を意識した授業実践
- ペア学習やグループ学習等を充実させた対話のある授業実践
- 自分の考えや気持ち（結論）＋理由（根拠）で話したり書いたりする「伝える力」の育成
- 学習の見通しとふり返りの充実による成長の実感
- 教員一人一人が考えを深め合う校内研究の充実（校内研究の日常化）
- ねらいを明確にした ICT の活用
- 平一小授業スタンダードの活用実践
- 学力調査の分析

###### ② 学びの基礎（土台）づくりの充実

- 学習・生活スタンダード(学習・生活規律)の徹底した共通実践
- 発言者に対して、敬意を払う「聴く力」の育成
- 平一子タイムの充実
  - ・ 朝の読書活動
    - はじまりを意識して □ 静かに読書を始める □ 静かに集中する
    - 学校中がシーンと静まりかえる □ 先生に指示されなくても自分たちでできる
  - ・ 朝の読み聞かせ
    - 「聴く力」を意識して □ 読み手に感謝の気持ちを持って □ 教師とともに
  - ・ ぐんぐんタイム(αドリル)
    - 自分で問題を解く力を □ 静かに集中する
  - ・ 全校朝会(校長講話、児童朝会、体育朝会、音楽朝会)
    - 子どもたちの心に響く内容を □ 子どもたちの意欲につながる内容を
    - 「朝会/集会時の移動/整列」を意識して

### ③ 主体的な活動を促すSDGsを意識した教育活動の推進

- 学びと SDGs のつながりを関連させた授業実践
  - ・ SDGs の17の目標について関連付けた年間学習計画の作成と見直し
- 地域(自然・文化・人材)とのかかわりを大切にした総合的な学習の展開
  - ・ 系統立てた総合的な学習の計画と実践

### ④ 自立して学ぶ自学自習力の育成

- 家庭学習(自学自習)手引きの活用推進

◎ 上記の具体的な実践を盛り込んだ「学びぐんぐん旬間」の取り組みを充実させる。

## (2) 「心・ぽかぽか」を実感できる児童の育成のために

### ① 自己有用感、仲間意識を高める学級経営

- 考え議論する道徳、学級会活動の充実
- 児童のマネジメントによる学級づくり
  - ・ 学級力向上プロジェクトを取り入れた実践の充実
- WEBQU を活用・分析した学級集団や児童個人への状態把握と支援の充実
- 係活動、清掃活動、当番活動等の与えられた仕事の確実な遂行(キャリア発達の土台)
- 毎月の生活目標達成に向けた各学級の具体的な目標設定と実践
- 朝の会や帰りの会等で「友だちのいいところ」を伝え合う場の設定

### ② かかわりやつながりを大切にした活動の充実

- 明るいまえさつを大切にする児童の育成
  - ・ まずは教師自らが範を示す。(子どもたちに、同僚に、来校者に)
  - ・ 「おはようございます」「さようなら」等の笑顔のあいさつを友だちに、先生に、来校者に
  - ・ 学校から地域へ広げるあいさつ
  - ・ 「失礼します」「失礼しました」等の入退室のあいさつ
  - ・ 「ありがとう」「いただきます」等の感謝のあいさつ
- 元気よい返事を大切にする児童の育成
  - ・ 挙手して呼名されたあとの「はい」という返事(授業等)
  - ・ 呼名されることに誇りをもつ「はい」の返事(全校朝会等)

- 楽しくかかわり合う異学年交流の推進
- 学年接続を意識した学年間交流の推進

### ③ 人権教育と平和教育の取り組み充実

- 人権の日の取り組み充実（基本毎月1日）
  - ・人権意識を高める人権のことばの掲示
- 「人権を考える旬間」（12月）、「平和を考える旬間」（6月）の充実

### ④ 創意工夫をして取り組む児童会活動

- 児童会活動による自治活動の推進
  - ・児童会行事の計画実践の充実
  - ・学校生活の解決に向け、学級活動と関連を図った児童会活動の活性化
  - ・計画的な代表委員会（平一っ子会議）の充実
  - ・児童会（委員会）活動が見える掲示の工夫
  - ・学校行事や諸活動への積極的なかわり

◎ 上記の具体的な実践を盛り込んだ「心ばかばか旬間」の取り組みを充実させる。

## (3) 「体・すくすく」を実感できる児童の育成のために

### ① 基本的な生活習慣の確立

- 「早寝・早起き・朝ご飯」の習慣化
- 8時までの徒歩登校
- 家庭と連携したテレビやゲームや動画視聴等の時間設定
- 自分から進んで気持ちのよいあいさつの習慣化

### ② 体力の向上

- 体力向上のための体育授業の工夫・改善
- 運動に親しむ場の設定と環境整備
- 体力テストの結果分析と、課題克服に向けた具体的な取組の実施
  - ・「校内 NO 1 記録」の掲示と広報を行う運動意欲の向上
- 体育的行事の充実
- なわとび運動の奨励

### ③ 健康・食育教育の推進

- 徒歩登校の推奨
- 性教育、薬物乱用防止、飲酒・喫煙防止にかかわる指導の充実
  - ・講師を招聘した集会等の実施
- 感染症予防の徹底
  - ・自分で考え実践する手洗い・うがい・咳エチケット等の感染症予防の徹底
  - ・感染症を正しく恐れるとともに人権に配慮した指導の充実
- 学校給食等を活用した栄養指導の充実

### ④ 防災教育・安全教育の充実

- 正しい廊下歩行や学校での安全な過ごし方の指導の徹底
- 計画的な避難訓練の実施

- ・危機管理マニュアルの活用
- ・危険予測・回避の能力を高める指導
- ・避難訓練等で災害時の行動の仕方を身に付ける。

◎ 上記の具体的な実践を盛り込んだ「体すくすく旬間」の取り組みを充実させる。

#### **(4) 平一小をより向上させる取組**

##### **①教職員の資質向上を図る**

- 平一っ子に身につける力「かかわる力」「ふり返る力」「やりぬく力」「みとおす力」を授業や学校行事等の計画案に反映させる。
- マネジメントサイクル（R-PDCA）を生かした学校行事等の取り組み
  - ・学校行事や各種取組実施後の成果、課題、対応策を明確にし、次年度への取り組みにつなげる。
- 学校運営の充実を図る会議及び各種委員会（部会）の開催
  - ・学校の課題解決に向けた各種部会の充実
  - ・校務分掌担当（部会）→企画委員会→職員会議の流れを基本とした計画案の作成
- ボトムアップ組織への変換をめざす。
  - ・経験年数や年齢にこだわることなく、全員が校務改善への提案をする組織づくり
  - ・キャリアステージに応じた職責を自覚し、教頭は主任を、主任は教諭を育成するという OJT の視点をもった学校の教育力向上
  - ・教諭→主任（養護）教諭→教頭→校長の流れを意識した確実な報連相の体制（緊急の場合を除く）

##### **② 教育環境の整備**

- ユニバーサルデザインを取り入れた教室環境、学校環境の工夫
  - ・掲示物の工夫、教室や廊下等の整理・整頓・清掃、校内美化
- 教室環境の合理的配慮
  - ・PCタブレット・電子黒板等の ICT 機器の有効活用
  - ・前黒板や掲示板の使い方
  - ・授業の流れを可視化するなどの視覚的な配慮

##### **③ 特別支援教育の推進**

- 合理的配慮に基づく支援の充実
- 特別支援教育支援員との連携・充実
- 校内支援委員会の機能向上
- 関係機関の積極的な活用・連携

##### **④ 保幼小接続の推進**

- 架け橋期カリキュラム（スタートカリキュラム含む）の作成と指導の充実
- 幼児教育施設等との接続を意識した連携の充実
  - ・定期的な研修会（連絡会）の充実
  - ・入学体験学習の実施

##### **⑤ 健康保持と支え合える職場づくり**

- お互いに支え合う職場づくり
  - ・パブリックな場での言葉の使い方、振る舞い等に気を付け、温かくポジティブな会話を

- 教職員一人一人が自分自身の健康保持に努め、余暇を体力の回復、趣味等に有効活用し、心身共にリフレッシュすることで「明日も子供と笑顔で過ごそう」という働く意欲につなげる
- ノー残業デー（金曜日）の推進

#### ⑥ 保護者・地域との連携

- 学校だより・学年（学級）だより・HP 等、授業公開、学校行事等による情報発信の充実
- 保護者からの問い合わせ等への誠実で丁寧な対応 まずは聴くこと（傾聴）を
- 地域の方をゲストとした活用の推進

### 7 学校経営方針に基づく具体的実践事項（指導の努力事項）

#### (1) 教育課程の効果的な推進

##### － 生きる力を育み、創意工夫を生かした教育課程の編成・実施 －

小学校教育は義務教育であり、公の性質を有する（教育基本法第6条第1項）ため、全国どこにおいても同水準の教育を確保することが求められる。このため、小学校で編成、実施する教育課程は、教育課程に関する法令に従いながら、学校教育の目的や目標を達成するため、地域や学校及び児童生徒の実態に即した教育課程について創意工夫を加えて作成し、責任をもって効果的に推進する必要がある。教育課程に関する法令に従いながら、学校教育の目的や目標を達成するため、創意工夫を加えて、地域や学校及び児童の実態に即した教育課程を、責任を持って効果的に推進する。



#### ① 教育課程編成の原則を踏まえる

- 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視し、学校教育全体として調和のとれた教育課程を編成し実施するとともに、各教科等の年間授業時数の実質的な確保（標準時数以上）に努める。
- 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等が育まれるような教育の充実に努める。
- 主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努める。
  - ア 各教科等において、体験的な学習や問題解決的な学習の充実に図る。
  - イ 指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じたきめ細かな指導を一層充実する。
- 児童の発達の段階を考慮して、言語活動の充実に図るとともに、家庭との連携を図りながら学習習慣の確立に努める。
- 「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校の教育目標や教育内容を学校と地域が共有し、連携・協働して学校運営の充実に図る。
- 教育課程に基づき、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るため、全校体制で学校の特色を活かしたカリキュラム・マネジメントの構築に努める。

#### ② 教育課程編成・実施に係る指導計画の充実に図る

- 学校教育目標及び年度重点目標の実現に努める。
  - ア 年度重点目標は、学校評価による自校の成果や課題及び対応策を勘案しながら設定する。
  - イ 学校経営計画書における各領域の計画は、学習指導要領の目標、内容に基づき作成し、あわせて校長の経営方針や経営の重点と関連させる。
- 教育課程の「量」と「質」の確保に努める。
  - ア 各教科等の授業時数は、学習指導要領に基づいた教育活動を適切に実施するために

標準授業時数以上を年間35週以上にわたって行うよう計画し、指導に必要な時間を確保する。

イ 各教科等年間指導計画は、学年ごとあるいは学級ごとに「指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当、学習評価等」を定め作成し、諸調査結果を生かすとともに計画に沿った指導の展開を図る。

ウ 週案を活用して適切な授業等の運営、管理に努める。

### ③ 教育課程の評価・改善の充実を図る

- 教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を実施し、常に教育課程の改善と充実に努める。
- 学校経営計画書や各教科等年間指導計画の見直しを計画的に行い、学習指導要領の趣旨に沿った量、質ともに充実した教育活動ができるよう努める。
- 学校評価に組織的に取り組み、学校の説明責任を果たすとともに、学校評価の結果を通して指導方法等の改善を図り、学校教育の質の向上に努める。

## (2) 学習指導の工夫・改善・充実

### －「自立した学習者」の育成に向けた指導体制や指導方法の確立－

児童が、「なりたい自分」になることを目指して学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにする。そのために、「授業における基本事項」を土台として基礎を固めながら「『問い』が生まれる授業サポートガイド」等を活用して「主体的・対話的で深い学び」を実現し、児童の学びに対する主体性を高め、「自立した学習者」としての育成を図る。



### ① 指導体制の改善・充実を図る

- 学習指導と学習評価の計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列する。
- 言語活動について、国語科を要として、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体として取り組む。
- 授業改善の状況や課題を全教職員間で共有し、指導案の作成や授業研究を学年会、教科会で رفتったり、学年の枠を越えて検討し合ったりして、授業改善に学校全体で組織的に取り組む。
- 授業改善の支援に当たっては、校長や教頭による授業観察を通しての助言、教科指導に優れた教師や経験豊かな教師による他学級への協力など、OJT による多様な支援の工夫を行う。
- 全国学力・学習状況調査の結果を県学力到達度調査の結果と併せて分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画への反映を行う。

### ② 指導方法の改善・充実を図る

- 「授業における基本事項」を土台として基礎を固めながら「『問い』が生まれる授業サポートガイド」等を活用して日常的に授業を見直し、授業の質的改善を図る。
- 学級生活をよりよくするために、学級活動で話し合い、互いのよさを生かして解決方法等を合意形成したり、努力すべきことを一人一人が意思決定したりすることができるような指導を行う。
- 課題(問い)を設定したり、様々な知識や情報を収集したり、整理・分析・考察したり、まとめ・表現したり、学びを振り返って次につなげたりするなど「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業改善を行い、児童が目的意識や見通しを持って粘り強く学ぶよう工夫する。
- 児童の発言や活動の時間を確保して授業を進める。

- 授業と家庭学習が往還する「自立した学習者」としての育成を図る。学校では、児童が行った家庭学習の課題について、教員の指導改善や児童の学習改善に生かす。
- なお、上記①～⑤にあたっては、ICT の活用を積極的に推進する。

### (3) 道徳教育の充実

#### － 自他の生命を尊重する心を基盤に「豊かな心」を育む －

児童一人一人に豊かな心を育み、自らの人生をよりよく生きていけるようにするためには、自他の生命を尊重する心を基盤に、美しいものに感動するなどの豊かな情操、善悪の判断などの規範意識及び公共の精神、健康・安全、規則正しい生活などの基本的な生活習慣を育むとともに、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を培うことが重要である。



このため、本校における道徳教育は、道徳性を養う道徳教育を、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に指導するとともに、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して適切な指導を行う。

#### ① 指導体制と全体計画作成を通じて道徳教育の実践を図る

- 道徳教育の改善・充実を視野におきながら、諸課題を踏まえ、学校教育との関わりで道徳教育の基本的な方針等を明確にする。また、道徳教育推進教師の役割を明確化し、全教師が指導力を発揮し協力して展開できる指導体制を整えるよう努める。
- 学校や地域の実態に応じた有効で具体性のある全体計画、年間指導計画（別葉を含む）を作成し、それに基づいた実践を全教師が積極的に関わりながら協力して展開する。
- 各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で道徳性が養われることを考え、見通しを持って指導すること。その際、道徳教育と各教科等の目標内容及び教材との関わりや学習活動や学習態度に配慮する。

#### ② 指導内容の重点化を図る

- 学校としての重点目標を明確にし、発達の段階に応じた指導内容の重点化を図り、全教師が道徳教育の方向性を共有することで、一層効果的な指導に努める。
- 自立心や自律性、生命を尊重する心や思いやりの心を育てることなど、各学年を通じて留意する。
- 各学年を通じて配慮することに加え、小学校の各学年段階においては、次の事項に留意する。
  - ・1, 2学年においては、基本的な生活習慣、善悪の判断、社会のきまりを守ること。
  - ・3, 4学年においては、善悪の判断、協力、集団の社会のきまりを守ること。
  - ・5, 6学年においては、相手の立場を理解する、法やきまりの意義理解、集団生活の充実、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、他国を尊重すること。

#### ③ 豊かな体験活動の充実といじめの防止を図る

- 学校や学級内の人間関係を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア、自然体験活動、地域行事への参加などの豊かな体験活動の充実に努めるとともに、自他の人権を尊重する態度を培う。
- 道徳教育の指導や体験活動を日常生活にも生かされるようにし、特にいじめの防止や安全確保といった課題についても児童が主体的に関わることができるようしていく。

#### ④ 家庭・地域社会との緊密な連携を図る

- 教師及び保護者の道徳教育に対する意識の高揚を図るため、道徳教育の実情、児童のよさや成長などを知らせる情報交換会、学校・家庭・地域の願いを交流したりする機会を設定する。

- 家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることに努める。
- 地域と学校・家庭とを結ぶあいさつや声かけ等、地域ぐるみの「凡事徹底」を推進する。

#### (4) 総合的な学習の時間の充実

##### － 探究的な学習指導を充実させ、ふるさとに誇りを持つ児童を育む －

総合的な学習の時間は、学校が地域や学校、児童の実態に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習とすると同時に、探究的な学習や協働的な学習とすることが重要である。

そのため、本校では、目標及び内容を設定し、「探究的な見方・考え方」を働かせ、総合的・横断的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。



##### ① 各学校において定める目標及び内容の見直し

- 総合的な学習の時間の目標を設定するに当たっては、教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、第1の目標の趣旨と各学校における教育目標を踏まえて設定し、育成することを目指す資質・能力の三つの柱ごとに設定する。
- 「目標を実現するにふさわしい探究課題」「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」を設定する。  
(※探究課題…従来の学習対象として説明されてきたものに相当する)
- 他教科で育成する資質・能力を相互に関連付け、日常生活や社会との関わりを重視する。
- 教科等を超えた全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力などの資質・能力の育成に配慮する。
- 体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れること等は引き続き重視する。

##### ② 探究プロセスを意識した指導のポイント

探究的な学習とするためには、「①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現」の学習過程が繰り返される中で、児童の資質・能力が育ち、学習が更に深まっていくようにすることが重要である。

###### 【学習過程を探究的にすること】

- ・ 課題の設定…体験などを通して、課題を設定し課題意識を持つ。
- ・ 情報の収集…必要な情報を取り出したり収集したりする。
- ・ 整理・分析…収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。
- ・ まとめ・表現…気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する。

###### 【他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること】

- ・ 多様な情報の収集…情報の多様さと多さは整理や分析を質的に高める。
- ・ 異なる視点からの検討…異なる視点や異なる考え方があることの方が深まる。
- ・ 地域の人と交流、友達と一緒に学習…共に学ぶことが個人の学習や集団の学習の質も高める。

##### ③ 指導と評価の一体化

- 探究課題ごとに単元の目標及び単元の評価規準を設定して、評価方法や評価時期を工夫した単元指導計画を作成し、指導と評価の一体化(指導→評価→指導)による授業改善に取り組む。
- 目標に準拠した評価及び個人内評価を充実させるため、評価資料や評価場面を適切に設定し、客観的な評価に努めるとともに、児童の進歩の状況を認め・励ます等の自己評価・個人内

評価を適切に取り入れる。

## **(5) 健やかな心と体を育む教育の充実**

### **－ 心と体を一体として捉えた、健康の保持増進と体力の向上 －**

健康に関する指導については、生涯を通じて自らの健康を保持増進していく資質・能力を育成するため、教育活動全体を通じて行う必要がある。

体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指し、学習指導の工夫・改善を図る。併せて、運動部活動の充実や適正化を促進し、発達の段階に応じた基礎的な体力の向上に努める。



#### **① 学校・家庭・地域社会と連携して学校保健の充実を図る**

- 児童の健康課題を解決するために、保健主事を中核として、学校三師、保護者及び専門機関と十分な連携のもと、学校保健委員会を年2回開催し、組織的・計画的に取り組む。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育やがん教育及び性に関する指導においては、児童の発達の段階や学校・地域社会の実態を考慮し、学校教育活動全体を通じた指導の工夫・改善を図る。
- 心身の健康について関心を持ち、課題解決できる児童の育成、健康な生活習慣を形成するために、保健室経営を充実させるとともに、学校教育活動全体を通じた健康教育の工夫・改善、保護者・学校医等と連携し家庭・地域社会と一体となった支援体制の充実を図る。
- 児童の保健教育・保健管理の充実のために、養護教諭においては、校内・関係機関等と連携を図るコーディネーター的役割に努める。
- 児童の心身の健康の保持増進を図るために、学校環境衛生活動については、教職員がそれぞれの職務の特殊性を生かし、「学校環境衛生基準」に基づき、組織的・計画的に取り組む。

#### **② 体育・スポーツ活動の指導の充実を図る**

- 小学校6カ年、及び小中9カ年を見通した年間指導計画の作成及び指導と評価の一体化を推進し、妥当性と信頼性を確保する評価計画（評価規準）を作成する。
- 伝統文化である郷土の踊り等を、教科体育や学校行事等に積極的に取り入れ、外部指導者の活用を図る。
- 校内体力向上推進委員会等を設置して、新体力テスト及び泳力調査を計画的に実施・分析し、各学校や個に応じた数値目標や体力的課題等を明確にして、体力向上のための「一校一運動」を展開するなど、学校の教育活動全体を通じて体力・（泳力）の向上に努める。
- 小学校における運動・スポーツ活動（スポーツ少年団等）は、社会体育活動として位置づけられており、児童の健やかな成長や発達を阻害することがないように指導者との連携を密に行い、学校経営方針に沿った適切な活動の推進に努める。

## **(6) 生徒指導の充実**

### **－ キャリア形成に向けた生徒指導の充実 －**

生徒指導とは、児童が、社会の中で自分らしく生きることが  
できる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える  
教育活動のことである。生徒指導は、児童が自身を個性的  
存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づ  
き、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資  
質・能力を身に付けることを支える働き（機能）である。また、全  
ての児童が主体的に進路の選択・決定に基づきキャリア達成ができる事を目指す。



### ① 児童個々への対応の充実を図る

- 児童間、児童と教師間の共感的人間関係を築くとともに、児童理解に努める。
- 自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、自己指導能力の育成に努める。
- 対話と活動を重視し、ぶれず、見捨てず、関わり続けることを念頭に、将来を見据えた粘り強い段階的指導・支援を行う。

### ② 学校全体としての取組の充実を図る

- 「チームとしての学校」の視点から、教職員と専門知識等を持つ各種支援員等との連携協働に努める。
  - ・ 教職員・各種支援員等における生徒指導観の統一のもと、共通実践に努める。
  - ・ 日常的に報告・連絡・相談の情報連携・行動連携・役割連携に努める。
  - ・ 安全・安心な魅力ある学校・学級づくりに努める。
- 主体的・対話的で深い学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実に努める。
- 児童の自己指導能力の育成に努める。（特別支援教育の視点も踏まえて）
  - ・ 自己存在感の感受                      ・ 共感的な人間関係の育成
  - ・ 自己決定の場の提供                  ・ 安全・安心な風土の醸成
- 学びに向かう集団づくりを進めるために、学級活動や児童会活動等の充実に努める。
- 「学校いじめ防止基本方針」を軸とした、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組の充実に努める。
- 警察や児童相談所等の関係機関と連携・協働し、事件・事故の未然防止や虐待等の早期発見、早期対応に向けた取組の充実に努める。
- 生徒指導年間 PDCA サイクル×2の取組に努める。

### ③ 家庭・地域社会、関係機関・団体との連携の強化を図る

- 保護者との信頼関係を築き、共通した課題意識を基盤とした指導・支援の充実に努める。
- 生徒指導連絡会や家庭教育支援会議等を機能化し、家庭や地域、関係機関・団体等との情報連携、行動連携を充実させ、生徒指導上の諸問題への対応の充実に努める。
- 市教育委員会及び社会教育関係団体等と連携し、児童のよさを伸ばし、心の拠り所となるような「居場所づくり、活躍の場づくり」のための指導・支援体制の確立に努める。

## (7) キャリア教育の充実

### － 社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む取組の推進 －

平成 29 年告示学習指導要領総則において「キャリア教育の充実」を図ることが明示されたことを踏まえ、「身に付けさせたい力」を明確にし、教育活動全体を通じたキャリア教育の充実を図る。



### ① キャリア教育で身に付けさせたい力

キャリア教育の目標の達成や「目指す児童」を育成するために、児童に身に付けさせたい力として、「かかわる力」「ふり返る力」「やりぬく力」「みとおす力」を設定し、それを意識した教育活動を行うことが重要である。そのため、キャリア教育の目標や学年の重点目標をより焦点化・具体化し、取り組む。

## ② 教育活動全体を通じたキャリア教育の取組の充実

児童のキャリア発達を促すために、キャリア教育の「目指す児童」の育成に向けて身に付けさせたい力「か」「ふ」「や」「み」の視点を意識した授業、教育活動を展開する。

- 取組の重点1 キャリア発達を促す授業 ～「か」「ふ」「や」「み」の視点を意識～

児童のキャリア発達を促すために、身に付けさせたい4つの力「か」「ふ」「や」「み」の視点を意識した授業、教育活動を展開する。

- 取組の重点2 「キャリア・パスポート」の効果的な活用 ～小中高をつなぐ～

「夢・なりたい自分」や目的意識をもって取り組むことのできる児童の育成に向けて、「キャリア・パスポート」をキャリア・カウンセリングに生かすなど効果的に活用し、小中高の学びをつなぐ。

- 取組の重点3 自学自習力の育成 ～行動、努力を継続できる児童～

本校の児童は「夢やなりたい自分」の実現に向けた目的意識、学習や具体的な行動に課題がある。目標に対して継続して努力する態度、自立して学習することのできる力の育成が必要である。「授業と家庭学習が往還する学習サイクル」を構築することで学びの基盤をつくり、「自学自習力」を育成する。

- 取組の重点4 職場見学の充実 ～目的や目標の明確化～

職場における体験活動を進めるうえで、児童の発達段階を踏まえて体験活動の目的や目標を明確化し、「か」「ふ」「や」「み」を意識した活動を行う。また、体験活動の効果を高めるために、事前・事後学習の充実を図る。

## (8) 特別活動の充実

### － 多様な他者と協働し、課題の解決を通し、自己実現を目指す力の育成 －

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせ「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。



### ① 特別活動で育成を目指す資質・能力と3つの視点

- 特別活動における「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の3つの視点は、育成を目指す資質・能力における重要な要素であり、これらの資質・能力を育成する学習過程においても重要な意味を持つ。
- 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようになる。
- 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方（人間としての生き方）についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

### ② 特別活動における各活動の指導の充実

- 学級活動…学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し

合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。

- 児童会活動…異年齢の児童同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。
- 学校行事…全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、資質・能力を育成することを目指す。
- クラブ活動…異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、資質・能力の育成を目指す。

### ③ 学級経営の充実と生徒指導との関連、魅力ある学校づくりの柱等

- 学級活動における児童の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の児童についての理解を深め、教師と児童、児童相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること。その際、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図る。
- 魅力ある学校づくりの柱として重視するとともに、各教科等において身に付けた資質能力を統合発展させ「汎用的な力」を育成するため交流及び共同学習の機会を通し、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実させる。

## (9) 特別支援教育の充実

### － 個々の教育的ニーズの把握と全校体制による教育的支援 －

全教職員がインクルーシブ教育システムの理念を理解し、特別支援教育に関する専門性の向上に努める必要がある。本校では、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備する必要がある。



### ① 指導体制の改善・充実を図る

- 校長のリーダーシップのもと、学校経営計画に特別支援教育についての基本的な考え方や基本方針を示し、全教職員が協力し、組織的、計画的に推進する。
- 特別支援学級担当教員の適切な配置やその資質の向上を図る。
- 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内教育支援委員会等の機能化を図り、通常の学級に在籍する障害のある児童の支援体制の充実を図る。
- 校内研修等を通して特別な支援を必要とする児童への具体的な指導方法、指導上の留意点等について理解を深め専門性の向上に努める。
- 特別支援学級の弾力的運用として通常の学級に在籍する児童が、特別支援学級で支援が必要な場合には、校内委員会や保護者との相談等により柔軟に対応できるよう校内支援体制の整備を図る。
- 特別支援教育支援員等の活用については、特別支援教育コーディネーターを中心に、担任や学年職員などと連携を取り合い、児童への支援が円滑に行われるようにする。

### ② 通常の学級における特別支援教育の充実

- 通常の学級においても、教育上特別な支援を必要とする児童に対して、合理的配慮の提供、適切な指導や支援を行う。
- 特別な支援を必要とする児童のつまずきや行動の背景を理解するとともに、温かい学級経営及び全ての児童にとって分かりやすい授業づくりに努める。

### ③ 特別支援学級・通級指導教室の教育課程の充実

- 児童の障害の状態・特性等や学級の実態に即した教育課程を編成する。
- 教育課程の編成に当たっては、小学校学習指導要領を踏まえ、必要に応じて特別支援学校の小学部学習指導要領を参考にする。
- 児童の個々の障害の状態や特性などを的確に把握し、家庭、教育、医療、福祉等による連携した教育的支援を行うために「個別的教育支援計画」を作成する。また、授業や学校生活での目標、具体的な学習内容・方法など、きめ細やかな指導が行えるよう「個別の指導計画」を作成し、適宜、追記、修正等を行うなど活用にも努める。
- 特別支援学級の児童と通常の学級の児童との交流及び共同学習は、児童の実態等を十分に考慮して、学校全体の教育計画に位置付けて推進する。
- 通級指導教室における自立活動は、特別支援学校の指導要領を参考にし、児童の障害の状態を踏まえて必要とされる項目を選定し、一人一人に応じた指導を行う

## (10) 校内教育支援の充実

### － 子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実 －

平成 25 年9月学校教育法施行令の一部改正により、就学に関する手続きについて、本人及び保護者への十分な情報提供を行うこと、関係者の総合的な判断や保護者との合意形成等、丁寧な対応が求められている。また、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、子供の障害の状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子供一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定することが重要である。

本校では、障害の状態や個々の発達の程度、適応状況等、児童に対して個別的教育支援計画を作成し、望ましい学習環境の整備（基礎的環境整備、合理的配慮）と適切な教育相談や教育支援を継続して行う。



### ① 校内教育支援委員会の充実を図る

- 児童の障害の程度や能力・特性等に応じた適切な教育支援を推進するため、各学校に校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等で組織する校内教育支援委員会を設置する。
- 教育支援委員会では、児童の適切な就学に関することについて、要項等を定め、障害の種類、程度や必要な教育的支援について専門的な立場から審議を行い、対象となる児童及び保護者へ、適切に相談や支援を行う。
- 子供一人一人の発達の程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら保護者を含めた全ての関係者で共通確認を行う。また、教育的ニーズの変化に応じた学びの場の柔軟な見直しに努める。

### ② 教育相談・支援の充実及び関係機関との連携を図る

- 特別支援教育コーディネーターを中心に、教職員は校内や校外の研修に積極的に参加し、教育相談の方法や取り組む姿勢等の専門性の向上に努める。
- 医療及び保健、福祉機関、市教育委員会の関係機関等との連携を図りながら、障害のある児

童の教育相談、就学相談の充実に努める。

- 保・幼・こ園及び小・中・高・特別支援学校が連携し、体験入学、学校参観、交流及び共同学習、就学相談等を積極的に実施する。
- 当該児童又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図り切れ目なく確実に引き継がれるよう努める。

## **(11) 交流及び共同学習の推進**

### **－ 児童の豊かな人間性と社会性の育成 －**

交流及び共同学習は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をめざしており、児童の社会性や豊かな人間性を育てる上で、重要な役割を果たしている。そのため、小学校及び特別支援学校の児童間の交流及び共同学習や地域の人々と活動を共にする機会を積極的に設け、同じ社会に生きる人間として、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう、計画的、組織的に実施できるようにする必要がある。



また、特別支援学級の児童との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。

#### **① 交流及び共同学習の目的**

- 障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育む機会となる。(交流の側面)
- 教科等のねらいの達成を目的とする(共同学習の側面)を踏まえ、その目的を達成すること。この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進する。

#### **② 交流及び共同学習の展開**

- 関係者の共通理解:学校の教職員、子供たち、保護者等の当該活動に関わる関係者が、取組の意義やねらい等について、十分に理解し、共通理解をもって進める。
- 体制の構築:教職員によって交流及び共同学習に関する理解や取組状況が異なることから、個々の教職員の取組に任せるのではなく、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に継続して取り組む。
- 指導計画の作成:教育課程上の位置付け、評価計画、交流及び共同学習の形態や内容、回数、時間、場所、相手校・相手学級との役割分担、協力体制等について、担当する教職員間で事前に十分に検討し、無理なく継続的に行えるよう活動を計画する。また、単発のイベントやその場限りの活動ではなく、継続的な取組として年間指導計画に位置付ける。
- 活動の実施:事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。事前学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。
- 評価:活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。また、活動直後の状況だけではなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

#### **③ 家庭や地域社会との連携及び協働、世代を越えた交流**

- 家庭や地域の人々とともに児童を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童の生活の充実と活性化を図る。

- 地域の人々や児童生徒向けの学習機会の提供, 地域社会の一員としての教師のボランティア活動を通して, 家庭や地域社会に積極的に働きかけ, それぞれがもつ本来の教育機能が総合的に発揮されるようにする。
- 高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設け, 高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育み, 異年齢の子供など地域の様々な人々との世代を超えた交流を図る。

## (12) 食育の推進

### － 基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成 －

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり, 健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。

しかし, 近年の子どもの食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い, 食生活の乱れ, 肥満や過度の痩身など, 生活習慣病と食生活の関係も指摘され, 望ましい食習慣の形成に係る指導の充実が求められている。特に, 成長期にある児童にとって, 健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に, 将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであり, 極めて重要である。

このことを踏まえ, 本校では, 学校教育活動全体を通じた食育の推進に努め, 家庭や地域関係機関と連携し, 児童に様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ, 健全な食生活を実践することができる能力を育成していく。



#### ① 学校における食育推進体制の確立及び充実

- 学校の食に関する指導の全体計画①及び②を作成する。
- 児童の発達段階に応じ, 栄養や食事のとり方等について, 正しい知識を習得させ, 自ら判断し, 実践していく力を身に付けさせるよう食に関する指導の工夫を図るとともに, 農漁業体験等, 食に関する豊かな体験活動の充実に努める。
- 学級担任等と栄養教諭等の学校給食栄養管理者との TT 授業等により, 学校給食を生きた教材として活用しつつ, 給食の時間をはじめとする関連教科等における食に関する指導の充実に努める。
- 学校給食等を活用した栄養指導等, 個別の相談指導について, 学校教育活動全体で推進するとともに, 毎日朝食を食べる児童の実態を把握し, 食育の推進に努める。

#### ② 家庭・地域・関係機関との連携

- 家庭等における望ましい食習慣を確立するため, 「日本型食生活」の実践について啓発するとともに, 学校給食関係機関と連携し, 食品の安全, 栄養の摂取等, 様々な機会を通じて食に関する情報の把握及び発信に努める。
- 家庭や地域における児童の基本的生活習慣に係る課題などについて共通理解を図り, 課題解決に努める。
- 保護者, 学校医等及び関係機関と連携し, 食物アレルギー, 健康課題などについて共通理解を図り, 課題解決に努める。

## (13) 学校安全・防災教育の推進

### － 児童の危険回避能力の育成 －

学校安全は、児童が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童の安全を整えることをねらいとしている。学校における適切な安全管理(安全点検表等による、定期的・臨時的・日常的な安全点検の確実な実施)と安全教育の充実を図り、安全で安心な学校づくりの推進を図る。



### ① 生活安全

- 「危機管理マニュアル」を避難訓練や校内研修及び各教科等において効果的に活用し、防犯教育の充実に努める。
- 不審者侵入に対する避難訓練や防犯教室の取組を通して、児童の危険回避能力の育成に努める。
- 不審者等の情報に対しては、地域巡回や不審者情報を発信し、注意喚起に努める。
- 通学路の安全点検を行い、危険箇所について地域安全マップの作成に努める。

### ② 交通安全

- 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、交通安全教室や校内研修等を通して、児童の危険回避能力の育成と教職員の資質向上を図るとともに、交通安全教育の充実に努める。
- 児童による地域安全マップの作成を通して、危険回避能力の育成に努める。
- 通学路の安全点検を行い、市教育委員会や関係機関(所轄警察署・道路管理者)と連携し、危険箇所の改善に努める。

### ③ 災害安全

- 学校保健安全法第 29 条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」を作成する。  
※防災教育におけるマネジメントサイクルでは、I-CAPD が有効的である。(I:イメージ) I-CAPD(何が起こる?→何が問題?→話し合い→対策→実行)サイクルを通した実施計画を作成。
- 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるよう指導の充実に努める。
- 「危機管理マニュアル検討委員会」を設置し、必要に応じて見直し作成を行う。その際、PDCA マネジメントサイクルを活用し改善に努める。

## (14) 人権教育の充実

### － 自分の大切さと他の人の大切さを認める心を育む －

人権は、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利と定義される(人権擁護推進審議会答申：平成11年)。

本校では、一人一人の児童

がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする。



### ① 人権感覚の涵養のために全教育活動で育成を目指す力と技能

- 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力。
- 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるよう、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能。
- 自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能。

## ② 学校の教育活動全体を通じて人権教育の充実を図る

- 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習(探究)の時間等及び特別活動の目標や内容との関連を明確にしながら、各教科等の年間指導計画に位置付けるとともに、人権教育に関する授業の充実を図るための人権の日を設け児童に人権感覚を育む。また、各学期や年度ごとに活動の点検・評価を行い、指導の改善に生かすことで、人権教育の充実を図る。
- 全教職員が学校で取り組む人権教育について、人権に関わる概念や人権教育が、目指すものについて、明確に理解し、研修の機会を持つ等、組織的・計画的な全職員による指導体制を確立する。
- 人権感覚を身につけるために、学級をはじめ学校生活全体の中で「自らの大切さや他の人の大切さが認められていること」を児童自身が実感できるような教育活動の充実を図る。

## ③ あらゆる他者を価値ある存在として尊重していく人権教育の推進

- 一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重していくことができるよう、支持的風土の醸成に努める。
- 児童や教職員の人権意識を高めるため、「人権を考える日」(月1回)等の取組を充実させる。
- 自他の人権を尊重する態度を培うため、家庭や地域、関係機関と連携し外部講師を活用した講話の実施や、様々なボランティア活動や社会体験活動、高齢者や障害者等との交流を行うなど体験活動の充実を図りながら、指導の工夫・改善に努める。

## (15) 平和教育の充実

### － 生命の尊重や個人の尊厳及び平和を希求する心を育む －

平和教育は、生命の尊重と個人の尊厳を基盤に、「思いやりの心」やあらゆる他者を価値ある存在と認識し、「相互理解・寛容」などの豊かな心を育むとともに、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成及び次世代に継承することを目指して行うことが重要である。

このため、本校では、本県の歴史や地域の特性を考慮し、児童の発達の段階に応じた平和教育を教育計画に位置付け、学校の教育活動全体を通じて、組織的・計画的に推進する。



## ① 学校の教育活動全体を通じて平和教育の充実を図る

- 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容との関連を明確にしながら、各教科等の年間指導計画に位置付けるとともに、「慰霊の日」等に関する授業の充実を図るための「平和を考える旬間」等を設け、平和教育を推進する。また、年度ごとに活動の点検・評価を行い、指導の改善に生かすことで、平和教育の充実を図る。
- 全教職員が平和教育の指導のあり方について研修の機会を持ち、教職員間で共通理解を図る。そのため、校内に推進組織を位置付けるなど全職員による指導体制の確立に努める。

- 平和教育を推進するにあたっては、判断力や社会的経験を配慮する等、児童の発達の段階を踏まえ指導を行う。

## ② 沖縄戦の実相や教訓の継承を図る平和教育の充実

- 戦争に至るまでの歴史や沖縄戦の諸相を正しく理解させるとともに、戦争が人類全体に惨禍を及ぼしたことや平和の尊さに対する児童の認識を深める平和教育の指導に努める。
- 沖縄戦の教訓を大事にしつつ、子どもたちの「学びたい」という主体性を引き出し、学びに寄り添いコーディネートする教員の指導力の向上を図る。
- 沖縄県の歴史的特性に基づき、沖縄戦の実相や教訓を継承し、平和の大切さを自ら発信し、平和を構築できる児童の育成に努める。

## ③ 児童が「問い」を持って主体的に考えていける平和教育の推進

- 戦争体験者の高齢化により語り手が減少する中、児童が「問い」を持って平和について主体的に考えることができる平和教育を推進する。そのため、校内研修等において平和教育を位置付け、教師の指導力の向上を図るとともに、研鑽を深める。
- 平和教育を充実させるため、学習指導要領の内容を踏まえ、児童の発達の段階に応じた教材を開発するとともに、平和学習ポータルサイトを活用し、地域の戦跡や資料館、証言等の文献などを調べたり、実地調査を行う等体験的な学習を行う。また、地域の人材を活用し、家庭や地域社会との連携を図り指導の充実に努める。

## (16) 国際理解教育・外国語教育の推進

### ー 国際社会に対応できるコミュニケーションを図る資質・能力の育成 ー

グローバル化が急速に進展する中で、広い視野を持ち、異なる文化を持った人々と共に協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められている。

本校では、小学校段階からの国際理解教育の充実を図り、コミュニケーションの手段としての外国語（英語）に慣れ親しませ、外国語（英語）を用いて、コミュニケーションを図る楽しさを体験させるなど、中学校外国語（英語）教育との円滑な接続と学びの連続性を踏まえたコミュニケーションを図る資質・能力を育成していく。



## ① 学校の教育活動全体を通じて国際理解教育の推進を図る

- 各教科等の目標や内容との関連を踏まえた全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて国際理解教育に取り組む。
- 国際理解教育においては異なる考えや意見を受け入れるなど、相手を思いやる心の育成を重視し、それらを基盤とした取組を重視する。
- 特別活動や総合的な学習の時間等において、地域の外国人の活用等により、自国や外国の文化に対する理解を深め、異なる文化を持った人々と協調して生きていく態度などを育成する。

## ② 小学校における外国語活動と外国語科の充実を図る

- 外国語活動や外国語科の授業は、学習指導要領や地域、学校および児童の実態を踏まえた年間指導計画を基に、学級担任や小学校英語専科教員、外国語指導助手などを活用したチームティーチング等、指導方法を工夫する。
- 小学校高学年の教科としての外国語を充実させコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。
- 担任や英語専科が中心となり、外国語活動や外国語科の指導が展開できるように、指導方法の研究や教材作成等に係る校内研修を行う。

## (17) 情報教育の充実

### － 情報活用能力の育成と情報モラル指導の充実 －

高度情報通信ネットワーク社会においては、児童がコンピュータやインターネットを活用し情報化社会に主体的に対応できる「情報活用能力」の育成と情報モラルに関する指導の充実が重要である。

このため、本校では、ICT の活用や情報モラルの指導のための校内研修を充実させ、児童の情報を適切に活用する基礎的な能力等を系統的に育成する。



#### ① 学校教育全体を通じた情報教育の取組の充実

- 情報化推進リーダーを校務分掌に位置付け、校内教育情報化推進委員会の機能化を図り、GIGA スクール構想の実現に向けた校内情報化推進計画の見直しなど、ICT 環境整備を一層推進する。
- 教職員の ICT 活用指導力の向上を図るため、情報教育に係る校内研修を充実させるとともに、関連する研修に積極的に参加する。
- 情報モラル教育については、情報教育の年間指導計画に位置付け、学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた指導計画を作成し、系統的・継続的に指導する。

#### ② 指導内容や指導方法の取組の充実

- 情報活用能力を育成するため、児童に身に付けさせたい資質・能力の3つの柱に沿って達成目標（発達の段階に応じた目標：情報活用能力の体系表等）を設定し、全校体制での取組を充実させる。
- 学習指導要領に基づいた児童の資質・能力の育成に向けて、ICT 環境を最大限活用し、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法の工夫・改善の取組を充実させる。

#### ③ 各教科等の特質に応じた学習活動の計画的な実施

- 各教科等の特質に応じて、児童が 1 人1台端末を効果的に活用しながら、情報の収集・発信・共有等を行う学習活動を年間指導計画に位置付け、計画的に実施する。
- 小学校において、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を年間指導計画に位置付け、計画的に実施する。

#### ④ 情報モラル指導や情報安全管理の取組の充実

- 有害情報やメール・掲示板での誹謗・中傷など、情報化の「負」の側面への対応や個人情報の保護等について教職員自ら理解を深め、情報モラルに関する指導への取組の充実を図る。
- インターネットやスマートフォン等を介した事件事故を防止するため、ネット社会に潜む危険性に気付かせるとともに、不適切な情報に的確に対応できる判断力や危険を回避する態度を育成する取組の充実を図る。

## (18) 環境教育の充実

### － 環境の保全やよりよい環境の創造のために、主体的に行動する能力、態度の育成 －

学校教育における環境教育では、環境教育のねらいである「持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成」を踏まえ、地球的視野で環境を大切に、環境の保全やよりよい環境の創造のために「自ら課題を見つけ、学び、主体的に判断・行動し、問題を解決する能力や態度」を向上させ、生きる力の育成と結びつけていく。



そのために、地域の身近な問題に目を向ける内容で構成し、身近な場における環境保全活動から始め、地域社会等における取組へと発展させるためにも、地域社会との連携を図る。

### ① 学校の教育活動全体を通した環境教育の実施を図る

- 児童や地域の実態を踏まえ、ESD の視点と関連させながら身に付けさせたい能力や態度を明確にし、学年に応じた特色を付けたり重点化を図ったりするなどした学校独自の全体計画を作成する。
- 各教科、道徳科、特別活動の目標及び総合的な学習の時間のねらいとの関連を明確にし、教科横断的な視点で年間計画を作成する。
- 児童会活動等の活動計画に当り、児童が身近な環境問題や開発問題について考える場を設定し、主体的に取り組めるよう、主に環境の保全に関する内容を位置づける。
- 日常的な取組を継続させるとともに、世界環境デー（6月5日）等を生かした取組を展開する。
- 環境教育のねらいを踏まえ、全職員の共通理解のもと、学校の教育活動全体を通して地域の特色を生かした環境教育の充実を図る。

### ② 環境に関する指導内容や指導方法を工夫する

- 各教科等における環境に係る内容との関連を図るとともに、身近な素材や題材を扱う体験的な学習や問題解決的な学習を重視する。
- 小学校の低・中学年においては、身近な環境の自然や文化により多く触れる機会を設定し、自然の美しさや大切さなどに気付かせるようにする。
- 小学校の高学年や中学校においては、環境問題に関する具体的な事象を通して、様々な課題を地球規模で考え「今、私ができること」など自らの問題としてとらえさせるようにする。

### ③ 家庭・地域社会との連携を図る

- 地域の環境や環境問題等を把握し、児童の発達の段階に即した地域素材の教材化を図る。
- 地域で行われる自然探索やクリーン活動、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）運動等への参加を促すなど、実生活との関連を重視した環境教育の充実に努める。
- 地域の人材や企業、消費者センター、リサイクル施設などの環境学習施設等の活用を図る。

## (19) へき地教育の充実

－ 環境の保全やよりよい環境の創造のために、主体的に行動する能力、態度の育成 －

へき地教育では、地域に根ざした創意ある教育課程を編成・実施し、主体的で創造性豊かな児童生徒の育成に取り組む。このため、本校では、児童の社会的自立を目指したキャリア教育の視点に基づき、児童の自主性・社会性を育む。



### ① へき地の特性を生かした体験的な学習の充実を図る

- 地域の特性を生かし、児童一人一人の実態に応じた体験的な学習を実施する。

- 地域のよさを知るとともに、地域に誇りと愛着のもてる地域の文化、環境、歴史についての体験活動を取り入れた学習の工夫改善に取り組む。
- 地域と一体となった勤労体験的活動や社会体験活動を推進するため、「人材リスト」を作成するなど地域の人材を積極的に活用する。

## (20) 学校間連携の推進

### －「学びの自立」に向けた小学校教育から中学校教育への円滑な接続－

児童が「なりたい自分」になるためには、身近な出来事に興味・関心を持ち、課題を見つけ、計画的に粘り強く課題解決に取り組むなど、自立的に学ぶことができる資質・能力を育てることが大切である。そのため、本校では、地域や児童の実態を踏まえ、小中学校の9年間を通じて育てたい子供の姿（資質・能力）を明確にし、小中が連携して段階的に指導していく。



#### ① 学び続ける児童の育成に向けた取組

- 小学校教育での成果をつなぎ、9年間を見通して必要な資質・能力の育成を目指し、育てたい子供の姿（資質・能力）や教育目標、それらに基づく教育課程編成の方針を共有し、学校改善の手立てとする。
- 地域や児童の実態を踏まえ、育てたい子供の姿（資質・能力）を検討し、各教科等や各学年の指導の在り方を考えるなど、指導の改善を図るために、教職員間の小中合同研修会を開催する。
- 発達段階に応じて系統的な学習指導やキャリア教育を進めるために、教務主任、研究主任、キャリア教育担当等、ミドルリーダー間で定期的に情報交換、意見交換を行う機会を設定する。
- 小、中学校教職員間の違いを教職員同士が認めた上で、互いに学び合い、9年間を通して児童生徒を育てる発想を持ち、双方の授業研究会や学校行事へ参加するなど交流を深める。

#### ② 児童一人一人が安心して学校生活を過ごすために

- 児童一人一人が自分らしく学校生活を送るために、生徒指導主事（主任）養護教諭、教育相談担当、特別支援コーディネーター等が定期的に情報交換・意見交換する機会を設け、児童理解に努める。
- 児童の支持的風土の醸成を図るため、児童会が一体となって、学校活性化に向けた取組を行う。いじめ問題への取組の他、地域行事や様々なイベント等に合同で参加するなど児童生徒同士が交流する機会を設ける。
- 児童一人一人が安心して学びを進めるために、気になる児童については関係機関と連携して合同のケース会議等を開き、支援のあり方について役割を明確にし、子供・家庭への支援を行う。

#### ③ 家庭や地域への発信

小中の滑らかな接続のためには、家庭や地域の協力も必要不可欠となる。学校の様々な取組を学校便りやホームページ等で発信し家庭や地域への理解を深める。また、家庭学習の習慣化、基本的生活習慣の確立を図るなど家庭教育においても系統的な取組について協力を求める。

## (21) 子供の貧困対策の推進

### －学校をプラットフォームとした総合的な支援の推進－

子供の貧困対策を推進するに当たっては、子供を権利の主体としてとらえ、子供の最善の利益が第一となるよう、支援を必要としている子供を関係機関につなげるほか、子供のライフステージに即して切れ目なく、個々の子供が抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施する必要がある。



### ① 経済的な支援の充実

- 義務教育の段階においては、援助を必要とする児童生徒に支援が行き届くよう、保護者等に対する就学援助制度の周知に努める。

### ② 学校を窓口とした福祉関連機関との連携

- 全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、子供たちが置かれている成育環境にかかわらず教育を受けられるよう、学校における指導体制の充実を図るとともに、教育・福祉関係機関、民間団体との連携による支援体制の構築を推進する。
- 子供のライフステージに応じて、支援を必要とする子供や子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげるスクールソーシャルワーカー（SSW）、子供の貧困対策支援員等の活用を図る。
- 児童の心理的・情緒面を支援するためにスクールカウンセラー（SC）の活用を図る。
- 支援が必要な家庭・児童を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、教職員の気づきを高め、共有する支援体制の構築を図る。

### ③ 学校教育による自己肯定感を育む支援と学力の保障

- 児童の自己肯定感を育むため、教師と児童の信頼関係や児童相互の温かい人間関係を築き、子供同士が自分の考えや思い等を安心して表現できる支持的風土のある学級が必要である。そのために、支持的風土の4つのポイント（「安心」「所属」「承認」「自立」）を念頭においた取組を推進する。
- 全ての児童の学力を保障し、社会的な自立に向けた指導が行われるよう、質の高い授業実践と、個々の児童にきめ細かな指導を行う。